

Client Alert

30 September 2021

目次

1. JCAA 規則の改正
2. 新たな仲裁人選任規則
3. 結論

国際仲裁アップデート No. 11

日本商事仲裁協会による新規則の導入

日本の主要な仲裁機関である日本商事仲裁協会（「JCAA」）が、商事仲裁規則の改正（「新 JCAA 規則」）¹、及び仲裁人選任規則（「仲裁人選任規則」）の制定を行った（2021 年 7 月 1 日施行）。²

最近では 2019 年 1 月 1 日に JCAA 規則の改正が行われたが、新 JCAA 規則は既存の規則に 2 つの重要な変更をもたらすものであり、新たに導入された仲裁人選任規則は日本における紛争解決の注目すべき特徴となると考えられる。

本アラートでは、新 JCAA 規則により導入された主な変更点と、仲裁人選任規則の主な機能について概説する。

1. JCAA 規則の改正

2021 年 7 月 1 日以降に開始された仲裁に適用される新 JCAA 規則は、既存の JCAA 規則に 2 つの重要な変更をもたらすものである。

- i. 一定の場合を除き、紛争金額が 3 億円（約 275 万米ドル）を超えない仲裁に対する迅速手続の適用
- ii. 請求額が 500 万円（約 4.5 万米ドル）を超えない「少額請求」に対する新たな管理料金の適用

なお、新たに適用される迅速手続の紛争金額の最高額について、新たに設けられた 3 億円の上限は、以前改正された JCAA 規則により導入された 5,000 万円という上限を大幅に上回る。

この新たな上限は、係争額の上限を約 450 万米ドルと設定するシンガポール国際仲裁センター（「SIAC」）、係争額の最高額を約 320 万米ドルと設定する香港国際仲裁センター（「HKIAC」）といった、地域の他の主要な仲裁機関と足並みを揃えることを目的とするものと思われる。さらに重要なことに、同地域における JCAA の最も直接的な競争相手という観点からは、JCAA の設定した新たな紛争金額の上限は、韓国商事仲裁委員会（「KCAB」）において現在規定されている紛争金額の上限である約 45 万米ドルをはるかに上回っている。

新 JCAA 規則の導入に関するプレスリリースにおいて、JCAA は、2011 年から 2020 年にかけて JCAA に付された仲裁の 47.4% は、紛争金額が 3 億円を超えなかったと指摘する³。したがって、今回の改正は、仲裁が可能な限り迅速かつ効率的となることを確保する上で、JCAA の「典型的な利用者」のニーズをより満たすことになる。

¹ 参照

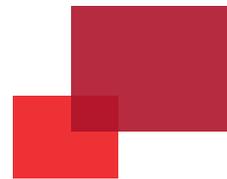
https://www.jcaa.or.jp/en/common/pdf/arbitration/Commercial_Arbitration_Rules2021_en.pdf

² 参照

https://www.jcaa.or.jp/en/common/pdf/arbitration/Commercial_Arbitration_Rules2021_en.pdf

³ 参照

https://www.jcaa.or.jp/en/common/pdf/arbitration/Appointing_Authority_Rules2021_en.pdf



なお、当事者が従来の JCAA 規則に基づく迅速手続からの「オプトアウト」を行うことができることに加え、新 JCAA 規則に基づき、迅速手続を適用することが「明らかに不適切」である場合、JCAA が同手続を適用しないと判断する権限を有することも注目に値する⁴。

新 JCAA 規則に基づく迅速手続のその他の重要な変更は、次のとおりである。

- ・ 反対請求の申立て及び相殺の抗弁の期限は、2 週間から 4 週間に延長される。
- ・ 当事者は、仲裁廷が成立後、仲裁廷の許可を得て、請求、反対請求又は相殺の抗弁を変更することができる。
- ・ 仲裁人の人数は、原則として 1 人とするが、当事者は、3 人の仲裁人で構成される仲裁廷が仲裁の判断を行うとする合意をすることができる。
- ・ 仲裁廷は、(i) 仲裁廷の成立から 6 月以内、又は (ii) 紛争金額が 5,000 万円未満の場合、仲裁廷の成立から 3 月以内に、仲裁判断を下すよう努めるものとする。

最後に、新 JCAA 規則は、仲裁廷が当事者と協議の上、審問を行う必要があると決定しない限り、文書のみの手続を採用することを明らかにする。

また、管理料金については、新 JCAA 規則において、「少額請求」の料金区分が新たに設けられ、500 万円以下の請求について、管理料金は請求の経済的価値の 10% とされた。

この新たな管理料金の「分類」は、より少額の請求や、おそらくは典型的な JCAA 利用者に向け、JCAA 仲裁の利用拡大を目指すものと思われる。実際、JCAA はプレスリリースにおいて、2011 年から 2020 年にかけて JCAA に付された仲裁の 21.43% は、紛争金額 5,000 万円未満であったと指摘している。

2. 新たな仲裁人選任規則

契約に適用される紛争解決の仕組みとして仲裁を選択した当事者は、仲裁実施のため、仲裁機関の仲裁規則を選択することが多いが、当事者は、そのような規則を使用しないことを選択することもできる(いわゆる「アドホック」仲裁とすることもできる)。

その場合、当事者は、仲裁機関に対し、仲裁人を選任する権限を与えるか、又は両当事者が合意することができない場合には選任を補佐する権限を与えることに合意することができる。

JCAA の仲裁人選任規則により、当事者によって選任機関として選定された場合、JCAA は、アドホック仲裁において仲裁人の選任を補佐することができる。また、JCAA は、他の仲裁機関の規則に基づいて行われる仲裁においても、JCAA が仲裁人の選任を補佐することが指定されている場合、JCAA は、仲裁人選任規則に基づきこれを補佐することができる。

⁴ Id.

本アラートに関する 問い合わせ先



武藤佳昭
パートナー
+81 3 6271 9451
yoshiaki.muto@bakermckenzie.com



吉田武史
パートナー
+81 3 6271 9723
takeshi.yoshida@bakermckenzie.com



ドミニック・シャーマン
シニア・アソシエイト
+81 3 6271 9496
dominic.sharman@bakermckenzie.com



甲斐悠子
アソシエイト
+81 3 6271 9497
yuko.kai@bakermckenzie.com

仲裁人選任規則は、JCAA が仲裁利用者に提供することのできるサービスに関して、JCAA にさらなる手段を提供するものであり、JCAA はそのための具体的な規則を定めるにあたって、ICC を含む他の主要な仲裁機関の例に従っている。

3. 結論

JCAA は、新 JCAA 規則の改正、及び新たに導入された仲裁人選任規則を通じて、仲裁利用者の多様なニーズにこたえ、地域の他の主要な仲裁機関との競争力の強化を目指しているように思われる。

さらに、JCAA 仲裁において比較的好まれる係争額を考慮すると、より低額の管理料金を提供することにより、請求額の少ない当事者による仲裁へのアクセスの改善を望んでいることは、新 JCAA 規則から明らかである。

最後に、仲裁人選任規則は、仲裁人について合意することができない状況（JCAA 以外の仲裁であるか、アドホック仲裁であるかを問わない）において、仲裁人選任の補佐のために仲裁機関の利用を望む当事者に対し明確に情報を提供する。

本アラートで取り上げた内容についてのご質問等は当事務所までお気軽にお問い合わせください。